

## 概要版 第2次生駒市教育大綱(案)

### ○大綱の位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議の協議を経て、市長が策定するもので、市の教育行政の根本となる方針と位置付けるものです。

### ○大綱の期間

教育大綱の期間は、策定の日から4年間とします。

### ○大綱の4つの柱(特色)

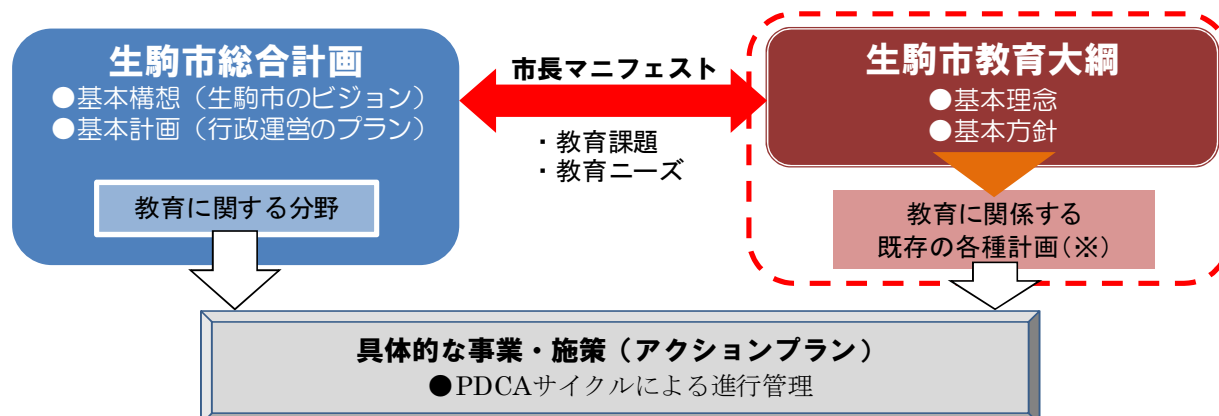
- 1 関係者や市民の「協創(※)」による策定
- 2 マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携
- 3 地域力を最大限生かした教育(ひとづくり)によるまちづくり
- 4 第1次生駒市教育大綱を踏まえつつ、4年間で実現すべき新たな方向性を整理

(※)協創:協力して創り上げること。人と人をつないでネットワークを作り、そのネットワークを活用して具体化し、成果を生み出していくこと。生駒市のまちづくりを進めるための新しい概念。

### ○他の計画との関係

大綱は、「基本理念」「基本方針」のほか、「大綱策定後の進行管理」によって構成します。

また、それらを実現するための個別具体の施策は、第6次生駒市総合計画第1期基本計画及び同計画に基づく具体的な事業・施策並びに市長マニフェストの中に整理し、進めていきます。あわせて、教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策の中で、教育大綱の基本方針に定めた内容を毎年度具体化(アクションプラン)し、社会変化に適切に対応していきます。



(※)生駒市学校教育の目標、生駒市子ども・子育て支援事業計画など

## ○基本理念

**「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」 みんなでいこまを楽しもう**

## ○基本方針

<子育て・就学前教育>

### 1 子育てを楽しめる地域づくり

- (1) 保護者支援の場・コミュニティづくり
- (2) 「遊び」を「学び」につなぐ就学前教育の充実

<学校教育>

### 2 21世紀を生き抜くしなやかでたくましい人づくり

- (1) 「地域に開かれ、地域とともにある学校づくり」の推進
- (2) ICT機器を活用した新たな学びの創出と時代に応じた環境整備
- (3) 多様性を認める柔軟性とやさしい心の育成
- (4) 主体的に学び、挑戦を続けるたくましい心身の育成
- (5) 「楽しい授業づくり」のための教職員の育成と環境整備

<生涯学習>

### 3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

- (1) すべての人が楽しく、安心して成長し、活躍できる機会の創出
- (2) 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
- (3) 歴史・伝統文化・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
- (4) 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展

## ○進行管理

教育大綱については、4年に1回の改訂としていますが、毎年度策定するアクションプランについては、実行と改善を絶えず繰り返し、実効性を担保したシステムとします。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。